

同一労働同一賃金

— 概要・判例考察・対応検討 —

今般、『淀川労務協会セミナー』を開催いたしますのでご案内申し上げます。

今年度初めてのセミナーとなります。今回は 1 部制で、弊法人担当者より、今注目されている「同一労働同一賃金」をテーマとした講義を行います。

■日時 2019年 7月 11日(木)
14:00～16:00 (途中15分休憩)

講義概要

本年 4 月より働き方改革関連法が一部施行され、既に有給休暇の 5 日取得義務化や大企業では時間外労働の上限規制も始まりました。そして、いよいよ次は「同一労働同一賃金」関連の法改正が来年 4 月より順次施行されることとなります。

無期フルタイム従業員（いわゆる正社員）と有期契約従業員、パートタイム従業員との間での均等・均衡待遇への対応、また待遇差の説明義務など、従来の法改正のようにきちっと Q&A が決まっているようなものではありません。また同一労働同一賃金の対応は派遣社員にもかかわってきます。

今般は、同一労働同一賃金関連法改正の概要をご説明し、主要な判例をご紹介しながら、今後の対応検討のポイントをお話させていただきます。

— 講師 略歴 —

講師 しもむら まさひと
下村 真仁

社会保険労務士法人 淀川労務協会 業務部長
特定社会保険労務士



大阪府生まれ。

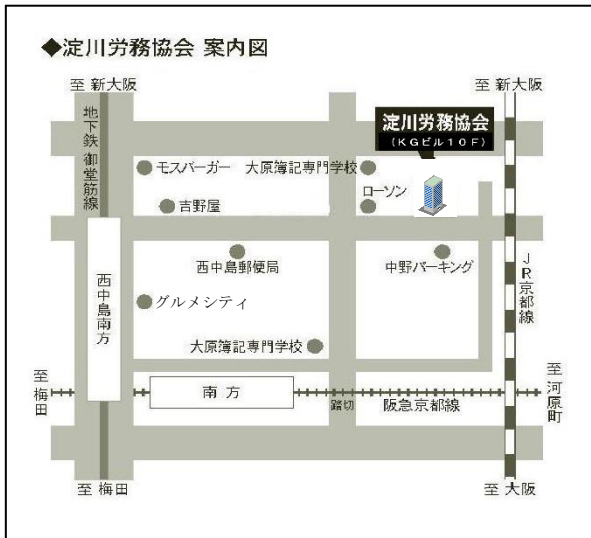
慶應義塾大学経済学部を卒業。都市銀行勤務を経て、淀川労務協会に入局。

現在、主に人事労務コンサルタントとして、大手企業から中小企業にわたり、多様な業界における労務問題の相談解決、労務リスク対策、就業規則等諸規程策定、賃金・評価制度等人事制度構築、一般社員研修、管理職研修、執筆等の業務を行っている。

大阪府社会保険労務士会 理事、同 大阪西支部 副支部長。

一般社団法人 SR アップ 21 会員、同 大阪会 事務局長。

■ 会場 社会保険労務士法人 淀川労務協会 セミナールーム
〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-8-2 KGビル10F



地下鉄御堂筋線「西中島南方」駅より徒歩4分
阪急京都線「南方」駅より徒歩4分
JR京都線「新大阪」駅より徒歩7分

お申し込みは
7月5日(金)まで
FAX (06)6838-1789

★お知り合いの事業所を3社まで、無料で当セミナーにご招待致します。労務協会までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

社会保険労務士法人 淀川労務協会 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号新大阪KGビル10F
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789 Email: info@yodogawaroukyou.gr.jp

2019年7月11日(木) 14:00~16:00 淀川労務協会 経営&人事労務セミナー

第75回 淀川労務協会セミナー 受講申込書

貴社名	部署名	御氏名 (ふりがな)
_____	_____	_____
ご連絡先	_____	
TEL _____		

貴社名	部署名	御氏名 (ふりがな)
_____	_____	_____
ご連絡先	_____	
TEL _____		

※ 本申込書の個人情報は当セミナー用にのみ使用し、二次使用・外部への提供はいたしません。
セミナー終了後は廃棄いたします。

※ セミナー申込多数の場合、1社複数名でお申込みの事業所様に1社1名にてのお願いをさせて頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。また、同業者のお申込みはご遠慮ください。